

供することができなくなるときは、経済産業局長に対し、採石権を設定すべき旨を定める決定をする場合においては、「これに代えてその土地を買い取るべき旨を定める決定をすべきことを申請することができる。土地の一部を買い取ることによつて残地を從来用いていた目的に供することによって残地を從来用いていた目的に供することができなくなるときは、経済産業局長に対し、決定において権利を変更すべき旨を定める場合においては、これとともにその変更後の権利を買い取るべき旨を定めるべきことを申請することができる。

2 権利者は、権利が変更されることによつて変更後の権利を從来用いていた目的に供することができなくなるときは、経済産業局長に対し、決定において権利を変更すべき旨を定める場合においては、これとともにその変更後の権利を買い取るべき旨を定めるべきことを申請することができる。

3 経済産業局長は、前二項の規定による申請があつたときは、その旨を採石権の設定を受けようとする者に通知しなければならない。

(決定の基準)

第十六条 経済産業局長は、左に掲げる場合においては、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしてはならない。

一 第十条第一項各号に掲げる場合

二 その土地における岩石若しくは砂利の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反するとき。

三 その土地における岩石又は砂利の採取が經濟的に価値がないとき。

四 その土地における岩石又は砂利の採取が他人の採石業又は砂利採取業を妨害するとき。

経済産業局長は、採石権を設定すべき旨を定める決定をしようとする場合において、前条第一項の規定による申請がある、且つ、その土地を從来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、その土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

経済産業局長は、決定において権利者の権利を変更すべき旨を定めようとする場合において、前条第二項の規定による申請があり、且つ、変更後の権利を從来用いていた目的に供することができなくなると認めるときは、決定においてその変更後の権利を買い取るべき旨を定めなければならぬ。

ば、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしてはならない。

二 採石権者が天災その他避けることができない事由がないのに引き続き二年以上採石業又は砂利採取業を休止しているとき。

二 採石権者が現に採石業又は砂利採取業を行つておらず、且つ、六箇月以内に採石業又は砂利採取業に着手する見込がないとき。

(意見の聴取)

第十七条 経済産業局長は、第十二条又は第十五条第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ採石権の設定を受けようとする者又は採石権を譲り受けようとする者並びに土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者は採石権者の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

経済産業局長は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに、事業の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、当事者に対する聽取を行わなければならぬ。

4 経済産業局長は、前項の意見の聴取の結果、該当事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(公害等調整委員会の承認)

第十八条 経済産業局長は、第十二条又は第十五条第一項の決定をしようとするときは、あらかじめ公害等調整委員会の承認を得なければならぬ。

5 第十九条 経済産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を設定し、又は権利者の権利を変更し、若しくは消滅させるべき旨を定める決定をしなければならない。

(決定事項)

6 一 採石権を設定すべき土地の区域
二 採石権の設定時期
三 採石権の存続期間
四 採石料並びにその支払の時期及び方法
五 変更し、又は消滅させるべき権利者の権利及び変更すべき権利者の権利については、その範囲
六 変更後の権利を買い取るべき旨を定めるときは、その買い取るべき変更後の権利、買取の時期、対価並びにその支払の時期及び方法
七 土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者に支払うべき補償金並びにその支払の時期及び方法
8 土地を買い取るべき旨を定める決定をしなければならない。

第一	二	三	四
二 土地の買取の区域	一 買い取るべき土地の区域		
三 対価及び権利者その他土地に関して権利を有する者に支払うべき補償金並びにその支払の時期及び方法	二 土地の買取の時期		
四 前項第五号及び第六号に掲げる事項	一 経済産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を譲り渡すべき旨を定める決定をしなければならない。		
五 経済産業局長は、左に掲げる事項を定めて、採石権を譲り渡すべき範囲	二 譲り渡すべき採石権の目的となつてゐる土地の所在地及びその範囲		
六 採石権の譲渡の時期	三 対価並びにその支払の時期及び方法		
七 対価並びにその支払の時期及び方法(決定の方式)	四 (決定の方式)		
八 第二十一条 第十二条又は第十五条第一項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならぬ。	五 第二十一条 第十二条又は第十五条第一項の決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならぬ。		
九 第二十二条 第十二条又は第十五条第一項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、採石権の設定を受けようとする者と土地の所有者及び権利者その他土地に関して権利を有する者との間に採石権の設定、土地の買取又は権利者の権利の変更、消滅若しくは買取について、採石権を譲り受けようとする者と採石権者との間に採石権の譲受けについて、それぞれ協議がととのつたものとみなす。(許可の失効)(補償金)	六 第二十二条 第十二条又は第十五条第一項の規定による協議をすることができず、又は協議がととのわない場合において、同項の許可の後六箇月以内に第十二条の規定による決定の申請がなかつたときは、許可是、その効力を失う。		
十 第二十三条 第十九条第一項第七号又は第二項第三号の補償金の額は、左に掲げる損失又は費用に相当するものでなければならない。	七 第二十三条 第十九条第一項第七号又は第二項第二号の補償金の額は、左に掲げる損失として支払われる分を除く。)		
十一 採石権が設定されることによつて土地の所有者が通常受けるべき損失(採石料として支払われる権利者の権利が変更され、又は消滅させられることによつて権利者が通常受けるべき損失	八 第二十三条 第十九条第一項第七号又は第二項第三号の補償金の額は、左に掲げる損失として支払われる権利者の権利が変更され、又は消滅させられることによつて権利者が通常受けるべき		

三 採石権が設定され、又は土地が買い取られることによつて権利者その他土地に関して権利を有する者が通常受けるべき損失

四 採石権が設定され、土地が買い取られ、又は権利者の権利が変更されることによつて、土地又は変更後の権利の価値が減少し、その他の権利者による通路、みぞ、さくその他の工作物の新築、改築、増築又は修繕の費用（担保の提供）

第二十四条 第十二条の決定に基き採石権の設定を受けた者が定期に、又は分割して採石料を支払うべきときは、土地の所有者は、採石権者となつた者に対し、採石料について相当の担保を提供すべきことを請求することができる。この場合においては、採石権者となつた者は、正当な事由がなければ、その承諾を拒むことができない。

2 土地の所有者は、前項の承諾を得ることができないときは、経済産業局長の決定を申請することができる。

3 前項の決定があつたときは、採石権者となつた者の承諾があつたものとみなす。

4 第十三条第一項、第十七条及び第二十条の規定は、第二項の決定に準用する。

（供託）

第二十五条 第十二条又は第十五条第一項の決定において権利者の権利を変更し、又は消滅させなければならないときは、その権利について先取特権、質権又は抵当権が存するときは、補償金を支払うべき者は、その補償金を供託しなければならない。但し、先取特権者、質権者又は抵当権者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、先取特権者、質権者又は抵当権者は、供託金に対しても、その権利を行なうことができる。（決定等の失効）

第二十六条 採石権の設定を受けようとする者が支払の時期までに採石料（採石料を定期に、又は分割して支払うべきときは、その最初に支払うべき分）を支払金又は対価の支払をしないときは、第九条の許可及び同項の規定による協議、第十

の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

二 第三十二条の四第一項第六号に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号に該当しているとき。

三 第三十二条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三十三条の規定に違反して岩石の採取を行つたとき。

五 第三十三条の十二の規定による認可の取消しを受けたとき。

六 不正の手段により第三十二条の登録を受けたとき。

（登録の消除）

第三十二条の十一 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者の登録がその効力を失つたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。（業務管理者の義務等）

第三十二条の十二 業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に關し経済産業省令で定める職務を誠実に行なわなければならぬ。

2 岩石の採取に從事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならぬ。（業務管理者試験等）

第三十二条の十三 業務管理者試験は、岩石の採取に伴う災害の防止に関する必要な知識及び技能について都道府県知事が行なう。

2 業務管理者試験の実施及び第三十二条の四第一項第六号の規定による認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（第二節 採取計画の認可等）

第三十三条 採石業者は、岩石の採取を行おうとするときは、当該岩石の採取を行ふ場所（以下「岩石採取場」という。）ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事（当該所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一

項の指定都市（以下、「指定都市」という。）の区域に属する場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。以下この節並びに第三十三条の十七、第三十四条の六及び第四十二条から第四十二条の二の二までにおいて同じ。）の認可を受けなければならない。

（採取計画に定めるべき事項）

第三十三条の一 前条の採取計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 岩石採取場の区域
- 二 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間

三 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項

四 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

（認可の申請）

第三十三条の三 第三十三条の認可を受けようとする採石業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 採取計画

前項の申請書には、岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面その他の経済産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（認可の基準）

第三十三条の四 都道府県知事は、第三十三条の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行なう岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、同条の認可をしてはならない。

（変更の認可等）

第三十三条の五 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画を変更しようとするときは、その認可をした都道府県知事の認可を受けなければならぬ。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画について前項ただし書の経

3 前条の規定は、第一項の規定による変更の認可に準用する。

4 第三十三条の認可を受けた採石業者は、第三十三条の認可又は前条第一項の規定による変更の認可には、条件を附すことができる。

5 前項の条件は、認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、認可を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。
(遵守義務)

第三十三条の八 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る採取計画(第三十三条の五第一項又は第二項の規定による変更の認可)の五第一項又は第二項の規定による変更の認可と認めるときは、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可採取計画を変更すべきことを命ずることができる。
(休止及び廃止の届出)

第三十三条の九 都道府県知事は、認可採取計画に基づいて行なわれている岩石の採取が第三十三条の四に規定する要件に該当することとなるとき、又は届出があつたときは、その変更後のもの。以下次条において「認可採取計画」という。に従つて岩石の採取を行なわなければならぬこととすることができる。

第三十三条の十 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を引き続き六箇月以上休止しようとするとき、又は当該岩石の採取を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその認可を受けた採石業者に届け出なければならない。

第三十三条の十一 第三十三条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したとき、又は第三十二条の第一項の規定によりその登録を取り消されたときは、当該廃止した岩石採取場に係る第三十三条の認可又は当該取り消された登録に係る都道府県の区域内の岩石採取場に係る同条の認可是、その効力を失う。
(認可の取消し等)

第三十三条の十二 都道府県知事は、第三十三条の認可を受けた採石業者が次の各号の一に該当するときは、その認可を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずることができ
る。

一 第三十三条の七第一項の条件に違反したとき。

二 第三十三条の八の規定に違反したとき。

三 第三十三条の九又は次条第一項の規定によ
る命令に違反したとき。

四 不正の手段により第三十三条の認可を受けたとき。

(緊急措置命令等)

第三十三条の十三 都道府県知事は、岩石の採取に伴う災害の防止のため緊急の必要があると認めるときは、採取計画についてその認可を受けた採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずることができ

る。

2 都道府県知事は、第三十二条の規定に違反して採石業を行なつた者又は第三十三条若しくは第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行なつた者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(市町村長の要請)

第三十三条の十四 市町村長は、岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事に對し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる。

前条の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。

第三節 雜則

(標識の掲示) 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場の見やすい場所に、経済産業省令で定めるところにより、氏名又は名称、登録番号その他の他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(譲渡したい積物等の管理)

第三十三条の十六 第三十三条の認可を受けた採石業者は、当該認可に係る岩石採取場に係る塵土又は廃石のたい積したものその他の経済産業省令で定める物件については、これを譲渡し、又は放棄した後であつても、当該認可に係る採取計画に従つて災害の防止に関する措置を講じなければならぬ。

(岩石の採取を廃止した者に対する災害防止命令) 第三十三条の十七 都道府県知事は、第三十三条の認可を受けた採石業者が当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取を廃止したときは、当該廃止した者に対し、当該廃止の日から二年間は、その者が当該岩石採取場において岩石の採取を行なつたことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずることができる。

(都道府県知事への通報等)

第三十三条の十八 指定都市の長は、当該指定都市の区域内において採石業者が第三十三条の規定に違反して岩石の採取を行つたと認められたときは、又は第三十三条の十二の規定による認可の取消しをしたときは、その旨を当該採石業者の登録をした都道府県知事であつて当該指定都市の区域を管轄するものに通報しなければならない。

2 都道府県知事は、第三十二条の十第一項の規定による処分をしたときは、その旨を当該処分に係る者の採取計画(当該都道府県知事が管轄する区域の指定都市の区域に係るものに限る。)について第三十二条の認可をした指定都市の長に通報しなければならない。

(鉱業権者との協議) 第三十四条 採石業を行う土地の区域と鉱区とが重複するときは、採石業者又は鉱業権者(租鉱区については、租鉱権者。以下同じ。)は、事業の実施について、鉱業権者又は採石業者に対し協議することができます。

2 採石業者又は鉱業権者は、前項の規定による協議をすることができず、又は協議がとのわからないときは、経済産業局長の決定を申請することができる。

3 経済産業局長は、前項の規定による決定の申請があつたときは、その申請書の副本を鉱業権者又は採石業者に交付するとともに、当事者の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行なわなければならない。

4 経済産業局長は、前項の意見の聴取をしようとするときは、その期日の一週間前までに、当事者の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当事者に通知し、かつ、これを公示しなければならない。

5 第三項の意見の聴取に際しては、当事者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

6 経済産業局長は、第二項の決定をしたときは、決定書の謄本を当事者に交付しなければならない。

7 第二項の決定があつたときは、決定の定めるところに従い、当事者に交付しなければならない。

8 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

9 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

10 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

11 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

12 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

13 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

14 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

15 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

16 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

17 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

18 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

19 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

20 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

21 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

22 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

23 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

24 第二項の意見の聴取について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるべきである。

の審査請求(第三十八条に規定する審査請求を除く。)に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をして、同法第十一章第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

25 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるければならない。

26 第一項に規定する審査請求については、行政不服審査法第三十一条の規定は適用せず、同項の意見の聴取については、同条第二項から第五項までの規定を準用する。

27 第一項に規定する審査請求に対する指導及び助言(採石業者に対する指導及び助言)

28 不服審査法第三十四条の六 経済産業大臣又は都道府県知事は、採石業者に対し、岩石の採取に伴う災害を防止し、又は採石業の健全な発達を図るために必要な指導及び助言に努めるものとする。

29 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

30 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

31 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

32 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

33 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

34 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

35 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

36 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

37 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

38 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

39 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

40 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

41 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

42 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

43 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

おいては、その土地が鉄道、軌道、道路、水道、運河、港湾、河川、湖沼、池、橋、堤防、ダム、かんがい、排水施設、公園、墓地、学校、病院、図書館若しくはその他の公共の用に供する施設の敷地若しくは用地、建物の敷地、農地又は保安林でないとき有限る。

44 一 鉄道、軌道、索道、道路その他岩石の運搬用の施設の開設
二 廃土又は廃石の捨場の設置
(許可及び公告)

45 採石業者は、前項の規定により他人の土地を使用しようとするときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業局長に申請するとともに、採石業者並びに土地の所有者及び公開による意見の聴取を行わなければならない。

46 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

47 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

48 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

49 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

50 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

51 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

52 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

53 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

54 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

55 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

56 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

57 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

58 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

59 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

60 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

61 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

62 第二項の意見の聴取をしようとするときは、その許可を受けなければならない。

める手続に従い、前条第一項の規定による申請と同時に、その旨を記載した申立書を提出しなければならない。

3 経済産業局長は、前項の規定による申立てがあつたときは、前条第五項又は第六項の規定による公告又は通知の際、あわせて同条第一項の許可後の使用の手續が保留される旨及び手續が保留される土地の区域を公告し、又は通知しなければならない。

(土地収用法の適用)

第三十七条

第三十五条の規定による土地の使用

に関する事は、この法律に別段の定がある場合を除く外、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の規定を適用する。

2 第三十五条の規定による土地の使用については、第三十六条第一項又は第五項の規定による許可又は公告があつたときは、土地収用法第二十条の規定による事業の認定又は第二十六条第二項の規定による事業の認定の告示があつたものとみなし、第三十六条第六項の規定による通知と、第三十六条第二項第一項の規定による通知と、第三十六条第六項の規定により市町村長が送付を受けた図面は同法第二十六条の二第二項の規定による告示とみなす。

3 経済産業局長は、第三十六条第五項の規定による公告をしたときは、土地収用法第二十六条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、公害等調整委員会又は収用委員会の要求があつた場合は、土地の使用又は収用の許可に関する書類の写を公害等調整委員会又は収用委員会に送付しなければならない。

第五章 不服申立て

(審査請求についての鉱業法の準用)

第三十八条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第一百二十六条から第三十二条までの規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による経済産業局長の处分(第四十二条の三の規定により経済産業大臣の委任を受けて行う处分を除く。)又はその不作為についての審査請求に準用する。この場合において、同法第二百二十七条第一項中「審査請求人」とあるのは「審査請求人及び処分を行つた経済産業局長」とあるのは「同法第二百三十条中「及び当該処分の相手方」とあるのは「当該処分の相手方及び当該処分を行つた経済産業局長」と読み替えるものとする。

(裁定の申請)

第三十九条 第十二条の決定(探石権の譲受に係るものを除く。)、第十五条第一項(第三十条において準用する場合を含む。)の決定、第二十一条の決定、第三十三条の認可若しくは第三十条の五第一項の規定による変更の認可に係る

八条の決定、第三十三条の九の規定による変更命令、第三十六条第一項の許可若しくはその拒否又は

第三十七条第一項の規定により適用される土地収用法の規定による土地の使用に関する裁決に不服がある者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

2 鉱業法第三十四条第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定により裁定の申請をすることができる処分及びその処分についての裁定の申請について準用する。

第六章 條則

(手数料)

第四十条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第九条第一項の規定による許可の申請をする者
二 第十二条の規定による決定の申請をする者
三 第二十八条の規定による決定の申請をする者
四 第三十四条第二項の規定による決定の申請をする者
五 第三十六条第一項の規定による土地の使用の許可の申請をする者

第七章 罰則

(公示)

第四十二条の三 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、経済産業局長に行なわせることができる。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十二条の規定に違反して採石業を行つた者
二 第三十二条の十第一項、第三十三条の十二、第三十三条の十三第一項若しくは第二項又は第三十三条の十七の規定による命令に違反した者
三 第三十三条又は第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行つた者
四 第三十三条の十六の規定に違反して灾害の防止に関する措置を講じなかつた者

反した者

三 第三十三条又は第三十三条の八の規定に違

反して岩石の採取を行つた者

四 第三十三条の十六の規定に違反して灾害の防止に関する措置を講じなかつた者

反した者

三 第三十三条又は第三十三条の八の規定に違

反して岩石の採取を行つた者

四 第三十三条の十六の規定に違反して灾害の

防止に関する措置を講じなかつた者

4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この法律の施行現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合は、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一)

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という)については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決(以下「裁決等」という)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすること

ができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされるとの審査の請求、異議の申立てその他の不服申立てをすることは、行政不服審査法による裁決等についても、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政庁の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることが可能なものとされ、かつ、その提起期間が定められないなかつものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

7 この法律による改正前の規定により訴願等をする場合は、この法律の施行の日から起算する期間は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第一百四十号)に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関しても必要な経過措置は、政令で定める。

10 この法律及び行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和三十七年法律第一百四十号)に同一の法律についての改正規定がある場合においては、当該法律は、この法律によつてまず改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるものとする。

11 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

12 附 則 (昭和四六年六月七日法律第一〇)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

13 附 則 (昭和六〇年五月一八日法律第三〇)

1 この法律は、公布の日から施行する。

14 附 則 (昭和五九年五月一一日法律第七)

1 この法律は、公布の日から施行する。

15 附 則 (昭和五九年五月一一日法律第二三)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

16 附 則 (昭和五九年五月一一日法律第二四)

1 この法律は、公布の日から施行する。

17 附 則 (昭和五九年五月一一日法律第二五)

1 この法律は、公布の日から施行する。

18 附 則 (昭和五九年七月一〇日法律第一)

1 この法律は、新法の施行の日(昭和四十年四月一日)から施行する。

19 附 則 (昭和四一年六月三〇日法律第九)

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

20 附 則 (昭和三九年七月一〇日法律第一)

1 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

21 附 則 (昭和五三年四月二四日法律第一)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

22 附 則 (昭和五六年五月一九日法律第四)

1 この法律は、公布の日から施行する。

23 附 則 (昭和五九年四月九日法律第三三)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二七年六月二六日法律第五〇号) 抄

第一条 (施行期日)

この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第六条、第八条(農業振興地域の整備に関する法律第三条の二及び第三条の三第二項の改正規定に限る)、第九条(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第四条第八項の改正規定に限る)、第十一条(採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定に限る)及び第十七条(建築基準法第八十条を削る改正規定、同法第八十条の二を同法第八十条とする改正規定、同法第八十条の三を同法第八十条の二とする改正規定及び同法第八十三条の改正規定を除く。)の規定並びに附則第四条及び第六条から第八条までの規定(公布の日

二 第十一条(採石法第三十三条の十七の次に一条を加える改正規定を除く)及び第十四条の規定(公布の日から起算して六月を経過した日

(処分、申請等に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について)は、当該各規定(以下この条及び次条において同じ)の施行前にこの法律による改正前のそれとの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれとの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれとの法律の適用については、この法律による改正後のそれとの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれとの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告届出、提出その他の手続

をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、附則第二条から前条までの規定又は附則第八条の規定に基づく政令の規定に定めるもののほか、これを、この法律による改正後のそれとの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれとの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに規定するのほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二三号) 抄

第一条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一号 (施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定(公布の日